

条件付一般競争入札に係る質問に対する回答表

件名 旧金田保育所跡地売払いに伴う条件付き一般競争入札

項	質問	回答
1	登録免許税の算定となる評価額に関し、市の概算額をご教示願います。	参考に、売払い対象地の近傍類似地における令和元年度固定資産税評価額は、近傍宅地1㎡当たり86,000円です。 なお、登録免許税の計算方法については、税務官署へご確認のうえ各自で計算してください。
2	落札した場合の契約書案を先行開示いただけないでしょうか。	市有財産売買契約書（案）について、別添をご参照ください。
3	対象地と豊中市が所有する地番222-1、225-1土地の境界ラインについて落札後、落札者と豊中市とで筆界確認書締結いただけるのでしょうか。	金田町二丁目222-1番地及び225-1番地は守口市所有地です。 売払い対象地と222-1番地との境界については、落札後、必要に応じて守口市道路課に対し公共用地境界明示申請を行ってください。 また、225-1番地は売払い対象地と接していません。
4	東側道路は市道ではないようですが、接道として利用する方法はないでしょうか。	担当課と協議願います。
5	旧保育所の解体工事図面等がありますか？もしあれば、開示して頂けますか？	ご質問の解体工事図面について、下記のとおり閲覧できることとします。 ア. 閲覧期間 質問回答日から入札参加申込書の提出期限まで イ. 閲覧場所 守口市役所内で入札担当事務局が指定する場所 ウ. その他 閲覧を希望する場合は、事前に入札担当事務局と日時等を協議すること。また、閲覧資料の内容について本来の目的以外で利用しないこと。
6	旧保育所を解体した際に地元と取り交わしたことがあれば教えて頂けないでしょうか。（造成工事にも同じことを言われる可能性がある為です。）	特にありませんが、工事着手の前に地元への説明等を行い、円滑な工事施工に努めてください。
7	近隣との取り決め事項（用途制限・工事制限・通行制限等）や要望等あればご教示願います。	質問6の回答に準ずる。
8	旧保育所が解体済ですが、地中基礎等の取り残しが決済後に発見された場合、守口市で撤去いただけますでしょうか。	別添、市有財産売買契約書（案）第10条をご参照願います。
9	残地部分222-1について、財産活用課より、道路課へ年度末目度で所管換えすると聞いています。道路課にて、将来的に認定道路にする予定はないとの事でしたが、現状のままで認定は無いとの解釈で宜しいでしょうか。市道でなければ、後退不要、側溝整備もお願いレベルであり、強制力もないとの事で宜しいでしょうか。	ご指摘の内容につきましては、開発協議において担当課と協議願います。
10	南側道路以外は、道路判定、市道認定区域も未判定との事ですが、判定願いたい、認定区域の特定等は落札者にて行うということで、財産活用課では打ち合わせ、調整等を行う予定は無いのでしょうか。打ち合わせ事項があれば、開示していただけますでしょうか。	東側、北側及び西側道路の建築基準法上の取扱いについて判定を行いましたので、詳細について守口市住宅まちづくり課までお問合せください。 また、市道の認定に関することについては、守口市道路課と協議願います。